

ある日突然 **訴** えられたら、
あなたは どう しますか？

住民訴訟

民事訴訟など
その他の損害賠償請求

住民監査請求

全国地方職員福利厚生協議会
団体地方公務員賠償責任保険

保険金お支払い事例のご紹介

このような事例で 保険金をお支払いしました。

事例① 窓口でのトラブル



民事訴訟または損害賠償請求に基づく損害賠償金と争訟費用(訴訟費用、弁護士報酬など)が保険金お支払いの対象となります。*

争訟費用:約55万円

事例② 職場でのトラブル



セクハラ・パワハラは争訟費用のみ保険金お支払いの対象となります。(被保険者の故意等、免責条項に起因する場合は除きます。)*

争訟費用:約29万円

団体地方公務員賠償責任保険は、住民訴訟、民事訴訟など
 その他の賠償請求における損害賠償金、争訟費用をお支払いします。
 加えて、住民監査請求における監査委員による賠償勧告も保険金のお支払い
 対象となります。(地方自治法第243条の2の8の第3項による賠償命令も対象です。)

事例 ③ 住民監査請求



住民監査請求における監査委員による賠償勧告も保険金お支払いの対象となります。*

損害賠償金:約130万円

事例 ④ 住民訴訟



住民訴訟に基づく損害賠償金と争訟費用(弁護士報酬など)が保険金お支払いの対象となります。*

損害賠償金・争訟費用:約400万円

※事前に損保ジャパンの承認が必要です。

団体地方公務員賠償責任保険は 万が一の損害賠償請求に備える 地方公務員の皆さまのための保険制度。 保険会社は相談内容をお伺いし、必要に応じて 弁護士とも連携して事故解決を図ることが可能です。

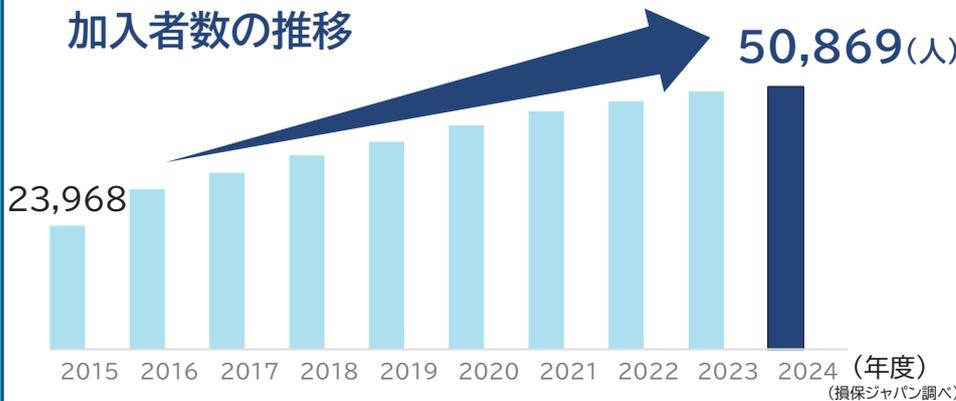
こんな風に
訴えられることが
あるなんて心配
だね。



年間保険料
2,880円から。
安心して仕事が
できるわね。

多くの地方公務員の皆さまにご加入いただき、
加入者数 **5万人**を突破しました。

加入者数の推移



申込手続きも
インターネットで簡単!!

ご加入は、加入団体(自治体や互助会等)が全国地方職員福利厚生協議会の会員であることが必須条件となります。あらかじめご了承ください。



URL:<https://www.alpscard.co.jp/koumuinhoken/>

アルプスカード 公務員賠償

検索

このご案内は団体地方公務員賠償責任保険の概要について、わかりやすくご説明したものです。
詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

契約者／全国地方職員福利厚生協議会 ☎ 03-6550-8784

取扱代理店 【幹事代理店】 アルプスカード株式会社 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビル11階

☎ 03-6550-8203(受付時間:平日の午前9時半から午後4時半まで)

【非幹事代理店】代理店分担当がある場合、下記の代理店が非幹事代理店となります。

引受保険会社 【幹事】 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課

【非幹事】 三井住友海上火災保険株式会社

担当営業店

取扱代理店(非幹事代理店)